平成18年
２月５日号
No.36
● 毎月5・15・25日発行

広報 かもがわ

● 編集発行・鴨川市総務部市長公室
広報広聴係
● 電話・04(7093)7827
● FAX・04(7093)7850
● 住所・〒296-8601 鴨川市横渚1450
● ホームページ
http://www.city.kamogawa.lg.jp/

保護者と教職員が付き添う集団下校

子どもたちの笑顔を守れ！

学校・保護者・地域で広げる 防犯ネットワーク

下校中の児童が誘拐され、命を奪われるという痛ましい事件が頻発しています。市内でも、児童への不審なつきまといや声かけが報告されていることから、昨年12月に学校・警察・行政関係者による緊急防犯対策会議を開催。集団下校や保護者・教職員の引率を徹底し、「子どもの一人下校0（ゼロ）運動」を展開しました。また、市内のボランティア団体による定期的なパトロールも行われるなど、「防犯ネットワーク」が広がりをみせています。子どもたちが笑顔で暮らせる安全なまちづくりには、このような防犯体制を市内全域に確立し、継続していくことが必要です。「一人で遊んでいる子がいないか」、「通学路に危険なところはないか」など、身近にできるチェックや監視について、皆さんもこの機会に考えてみましょう。

とじて保存しましょう

『一人下校0（ゼロ）運動』を展開

午後5時前後が〝魔の時間帯〟

市内での不審者情報は、最近3か月の間に3件が報告されています。主なものは、下校途中の児童や生徒に「アメをあげる」などと言い寄ったり、自転車でしつこく後をつけたりするというものです。

事件の発生は、いずれも日没と下校時間が重なる午後5時前後に集中。子どもたちにとって、最も危険な時間帯となっています。

幸い、他県にみられるような最悪の事態には至っていません。しかしながら、このような事件を経験した子どもは、外出を怖がるなど、精神的に不安定になることが多いため、〝不審な声かけ〟や〝つきまとい〟そのものを、防止していく必要があります。

合言葉は「集団」と「監視」

子どもが複数でいること（集団）と、みんなが見ていること（監視）は、不審者による事件を未然に防ぐ、効果的な手段です。

市内でも昨年12月8日、学校やPTA、警察、行政から関係者が出席して「市立小・中学校緊急防犯対策会議」を開催。「子どもの一人下校0（ゼロ）運動」に向けた取り組みを確認しました。

これにより、小・中学校では下校時間を早め、集団下校や教職員の引率、保護者の出迎えを実施しました。また、通学路の再点検を行い、危険箇所のチェックを継続的に進めています。

さらに、子どもたちには、「子ども110番の家」の場所や助けの求め方、不審者に遭遇したときの対処法、防犯ブザーの使い方など登下校中の安全について指導しています。

ブザーが聞こえたら駆けつけて

心強い地域の後押し 防犯ボランティア活動

学校や保護者にとって心強いのは、防犯ボランティアの存在です。皆さんは、「何かのついでのパトロール」や「防犯パトロール鯛」、「ひまわり隊」といった組織や運動に参加。市内の巡視を通じ、子どもの安全確保に目を光らせています。

また、このような運動をきっかけに、散歩の時間を児童・生徒の下校に合わせながら、個人として防犯対策に参加する方や「子ども110番の家」に新規登録していただける事業所も増えており、学校と保護者、そして地域が一体となった「防犯ネットワーク」が、大きな広がりをみせています。

1人ひとりがパトロール隊員に

安全なまちづくりにあなたができること

安全なまちづくりへの取り組みも、一部の組織や個人の努力に頼っていては長続きしません。防犯効果を高めるためにも、できるだけ多くの人が、継続して参加することが不可欠です。

そこで市教育委員会では、「防犯パトロール中」のステッカーを作製し、自家用車に貼っていただくようお願いしています。ステッカー付きの車が増えれば、犯罪の抑止に役立つほか、登下校中の子どもたちに安心感を与えることができます。

また、空き地などを所有している方は、伸びた雑草を除去していただくことで、犯罪や事故を減らせます。

子どもが安心して暮らせる社会をつくるのは、私たち大人の責任。どうぞ皆さんも、地域ぐるみの防犯対策に、身近にできることからご参加ください。

2月11日 ふれあいセンターを会場に 児童虐待防止フォーラム

育児への不安や負担感などから子育てを放棄したり、子どもに暴力を加えたりする「児童虐待」が、全国的な問題になっています。

そこで、県と市では、子どもの人権を守るために地域でできることを考えようと、次のとおり「児童虐待防止フォーラム」を開催します。

■日時　2月11日（土）午後2時から4時30分まで
■会場　ふれあいセンター
■内容
①「児童虐待の現状と課題」をテーマに講演会。講師は、淑徳大学総合福祉学部教授の柏女霊峰氏
②虐待防止をめざす地域の取り組みをテーマにパネルディスカッション

※聴講は無料。託児を希望する方は、2月8日（水）までにふれあいセンターの福祉課（☎(7093)7112）にご連絡ください

子どもの体に不自然な傷…気になったら連絡を

法律では、児童に対して暴力を加える、食事を満足に与えない、心を傷つける言葉を繰り返すなどの虐待は、禁止されています。

保護者にとっては「しつけ」のつもりでも、子どもの人権や心身の健やかな成長を損なう行為は、児童虐待にあたります。

このような虐待を防ぐためには、各家庭はもちろん、地域の皆さんの協力が欠かせません。「気にかかる親子がいる」、「不自然な傷が多い」など、子どもの様子に疑問を感じたら、ふれあいセンターの家庭児童相談室（☎(7093)7112）または、主任児童委員、民生・児童委員へご連絡ください。

なお、これらの機関では、育児相談も受け付けています。「子どもが言うこと聞かず、つい手が出てしまう」など、しつけでお悩みの方は、どうぞ、ご利用ください。

家庭児童相談室（無料）

相談日　月・火・木・金曜日
9：00～4：00
場　所　ふれあいセンター
家庭児童相談室
相談者　家庭相談員
・しつけや非行・養育問題など
・問い合わせは同相談室☎(7093)7112へ

成人式の記念写真　2月27日までに引き換えを

今年行われた「成人式」の記念写真を配布しています。案内はがきを持参のうえ、期間中にお受け取りください。
▶引き換え期間　2月27日(月)まで
▶引き換え場所　市役所総合窓口、天津小湊支所2階の生涯学習課、江見・吉尾・小湊出張所のいずれかで
※市役所総合窓口では、土・日曜日、祝日も受け付けます。
問い合わせは生涯学習課〔☎(7094)0515〕へ